むらさき麦　オーナー制度募集要項　（平成３０年度）

事業の目的

　藤川まちづくり協議会は、宿場町としての街並みや、往時を偲ぶ松並木の保存管理など先人達が守り育ててきた伝統や文化を後世に伝え、かけがえのないよき故郷を次世代を担う子供たちに残すことを大きな使命と考えています。

　そこで、藤川のシンボル「むらさき麦」オーナー制度を創設し、地域を超えた広く多くの方々に参加をいただき、「むらさき麦」の栽培加工を通じて、有効に基金を活用し課題に取り組むことを目的としています。

実施場所

道の駅「藤川宿」沿いの国道１号線北側にある藤川土地改良区田圃

応募条件

「むらさき麦」栽培に理解と関心を持たれてる個人または団体

応募された方には１口に対して収穫品として（各自で収穫された方は除く）精麦１kg と製麺２食分又は製麺２食分とむらさき麦餅２５０ｇを差し上げます。また、各種イベント（開園祭・収穫祭・感謝祭）への参加ができます。感謝祭では「むらさき麦」関連商品でのもてなしを予定してます。

応募口数

１２０口（１口約２０㎡）平成３０年１０月２５日締切　先着順

応募料金

￥５０００/1口　　＊申し込み時にお支払いをお願いします。

本制度の応募料金は、種まきから収穫までの期間（１１月～翌年５月２５日）で料金はまちづくり基金へ全額寄付金として受け入れます。

確認事項

① 収穫は平成３１年５月２５日までに行ってください。
② 期限を過ぎた場合は協議会が収穫し、贈呈品等に活用します。
③ 麦の活用は自由としますが、販売や他人への種子の譲渡は禁止とします。
④ 麦の成長により、生花用・観賞用として一部を刈り取っても構いません。
⑤ 種まき前の耕作や肥料は協議会が行います。
⑥ 栽培に係る鍬や鎌は協議会がお貸ししますが事前連絡をお願いします。
⑦ 申し込み共同可ですが代表者を決めていただきます、贈答品は１口分にします。
⑧ 大口オーナー様については別途オーナー契約を結んでいただきます。
⑨ その他事項についてはまちづくり協議会の指示に従っていただきます。

本制度の照会　連絡先

藤川まちづくり協議会　会長　　鈴木　忠　　☎　０５６４－４８－３６３５
〃　むらさき麦部会　部会長　　宇野達朗　　📱　０９０－２３２２－４３７０